

売 買 契 約 書 (案)

売 払 人 安来市長 田中武夫 (以下「甲」という。) と買受人 落札者 代表者 氏名 (以下「乙」という。) とは、次の条項により物件の売買契約を締結する。

(売買物件)

第 1 条 甲は、その所有する次の物件 (以下「売買物件」という。) を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

売 買 物 件 名	三菱アウトランダー (平成 18 年式)
車 台 番 号	CW5W-0025555
車 名	三菱
型 式	DBA-CW5W
現 在 の 保 管 場 所	安来市安来町 (安来市役所安来庁舎)

(売買代金)

第 2 条 売買代金は、 円 (うち消費税等 円、自動車リサイクル料 13,860 円) とする。

(契約保証金)

第 3 条 乙は、本契約の締結にあたり、入札保証金を充当することにより契約保証金を納付するものとする。

- 2 契約保証金は第 2 条に定める売買代金の一部に充当するものとする。
- 3 契約保証金には利息を付さないものとする。

(代金の支払)

第 4 条 乙は令和 5 年 9 月 4 日までに売買代金から契約保証金を除いた額を納入するものとする。

(譲渡等の禁止)

第 5 条 甲は、契約締結後、売買物件の第三者への譲渡又は所有権以外の権利の設定等売買物件の所有権の移転及び引渡しの妨げとなる行為をしてはならない。

(所有権の移転)

第 6 条 売買物件の所有権は乙が売買代金を完納したとき、甲から乙に移転するものとする。

(所有権移転の手続き及びその費用)

第7条 売買物件が登録車の場合に乙は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく所有者変更記録申請などの所有者移転に係る手続きを行い、それを確認できる資料を甲に提出するものとする。この場合に必要な費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、第7条の規定により売買物件の所有権の移転を確認後(売買物件が軽自動車の場合においては第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後)、遅滞なく、売買物件を現状のまま乙に甲の指定する場所で引き渡すものとする。

- 2 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに、受領書を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、所有権の移転のときから7日以内に売買物件を引渡場所より移動させるものとする。
- 4 第3項の期日までに売買物件の移動が困難な場合は、保管依頼書を提出し甲の承認を得ること。

(危険負担)

第9条 この契約締結後、第6条に定める所有権の移転までにおいて、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合、その損失は、甲の負担とし、乙は、売買代金の減額または契約の解除を請求することができるものとする。

- 2 乙は甲の故意または重大な過失によるものを除き、所有権の移転後における売買物件の滅失またはき損を理由とした契約の解除、売買代金の減額の請求はできないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 本契約は、現状有姿による売買であり、乙は、この契約締結後、売買物件に不備や故障などのあることを発見しても、入札物件の説明書への記載の有無にかかわらず追完または売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金)

第13条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、第11条の定めにより契約を解除する場合は、契約保証金を除いた額を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(公租公課)

第14条 売買物件において、契約締結後乙の名義で賦課された公租公課は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義側)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 島根県安来市安来町878番地2
安来市
安来市長 田中武夫

乙 落札者住所
落札者
代表者 氏名